塩尻

太政官文庫
和書門
類 八二一二
號
函
架
冊 三六

内閣文庫
番號 和 8212
冊數 36 (36)
函號 211 308

国立公文書館
National Archives of Japan

五七三九番

明治十三年購求

堂○無住国師ハ姓ハ平氏 梶原景時ノ男 始ハ台家ノ弓矢ヲ
[illegible] 入峯ノ行ヲ [illegible] 別時
[illegible] 世ヲ [illegible]
[illegible]

月○ 古事談ニ小春雷音ヲ [illegible]
[illegible] 雷ヲ [illegible]
本年進上震焼ヲ [illegible] 吉年水元年ヲ [illegible]
[illegible] 成れば 古事ヲ [illegible]
[illegible]

月○ 和州芳武寺の神像破裂 [illegible] 七度ノ厳ノ
[illegible] 時振れ [illegible] 年書の修作

[illegible]

月○ 水戸小納言殿の浪人[illegible]

月○ 東関千葉[illegible]毎夜所々に集て人の事をとゝのへたゝかふ[illegible]

[illegible]

月○ 中院宰相殿の書を[illegible]

[illegible]

月○ 母衣

軍家者院本院と為[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○世上毀誉非善悪人間用捨在貪冒　故語

吟序毀誉の事ハ[illegible]

[illegible]

○人物競給花麗助逆鋼事此時松を指不及道傍花

[illegible]人の[illegible]

[illegible]

○丁巳七月十日の夜星月と光りを傾しく千流火や
家々代見通夜まりしか同し九月二十八日に御世
わるあたわりしめ天象の兆わりもや御通院
御葬しまり前幻院殿宗記露月大童子と称し
奉る諸大夫人亦悲しみ御殿も新にしめ千人さに涙
をうしわへ形かりんなも罪の御聞ありもうれ
るしまへろるさいふりしもけうかあり

○摂州夜地震之事

一 損数六百三軒
一 竈数一万百軒
一 壓死三百廿人
一 三ヶ所溺死二万二千人余

一 落橋二十二所 小橋板橋 罗所
一 破損大小六百五十余艘

○紀州熊野地震の事

一 長濱此家氏家頼倒以後ニて夜ニて座合は残墟流
禅寺一宇焼亡家二軒湯ッ 男女八百余人流死
内七十余人 死骸出る
一 尾鷲町家千余軒流 男女百余人溺死
一 川本村 座倒ありもり
一 桂村家六十余軒人大溺流死
一 三ヶ村家四百余軒人大流亡
一 寸村家八十余軒流 何まりくり倒ありしもの
一 木の本家六百軒人大流亡
一 大須家二十余軒人大流亡

一 北条家三千余騎ノ人々ミな流没
一 新多城大夫被攻時北条氏家大架類例
要死人七百三千余人
其所ニ骨の魄より出ると及満庭村小出ク
て形とて画えし

○
巨勢ノ金若（カナワカ） 大納言 仁明帝の時の人也 清冷殿の絵を書しえし
金丁 金若子 金持 相覧 公忠 公氏相続して絵
を能せり
紀金岡（カナヲカ） 法名円保朝日ノ阿闍梨と称せし 緑合の妙手 宇多帝の時の人也

賢真 金岡の子 慈雲坊 と称す
将野岡（アノヲカ） 佛像の妙手 後冷泉帝の時の人也

右三人何れも世に名あり 画をよくせしもの其名
とききれ申すれハ見られさん給ふ畫工印章
輯玉集と云んでものをききて初めて或人問ふ土佐と云
画工代々あり 其祖父ハ名如何 答ふこれ将中
納言長良卿の裔 皇太后宮大進為経 法名寂超 大原住ス
子左京大夫隆信 越中守 上野介 あそらり 隆信の子信
實 其子隆任 土御門院の晩の人 其子隆親代々絵を能せり
また隆親の子中務少輔 備前守 行智絵所に補し

し其ゝ上流寺行慶文俊等なりし代に作と
以称すれども今の人流といふは中さ書
ものの中に小野の篁殿法眼栄平業昌法眼
隆光住吉法眼俱慶俗名慶道等も和歌作の達流
なりて名称ナルなり

○或人問中世の書札官名の尼下合の文字あるもの
多くあり何の謂ぞ答ふ中世官家の尼押して
用ひる所の尼人名を書ける尼合の
判とせるなり
名字の上の一字を書ける一字
尼と云ふ尼押なり元義と名ず

文字を尼押
元義モトヨシ
判とせるなり
して出合と斗なり
ふる書札家の秘法なり
○又問桃山西口の家世院の尼も虚称の山
家と号ずるや答堂上家の尼寄宮家の
桃山院なりし尼を称するなり
人桃山尼右おなじく桃山の右尼方の
口ふり如つる也注ずるなり

○又問蝶花形ハ何とや 答見ハ塵と露ハ
右の口と色ハ如何 答云朱色ハ古法にあらず 今世ハ左の
口をも出しもすゑへ 右の口よ月っしたり 塵と云れ
きらきあまる色し 今胡粉よつけの出張ハ左の口
きらかしも一口ありて 見出して見ルにきの形なりとや
四言対揃ふことの銚子の紫ま花一口なりけり
こしの剣も今ハ底口しえへ候

○我ハ御家人のさしあ御例にの一かせまじハ仕(ツカ)ふ
まつる役多き故にと出りし 剣もしよき使
役の軍出ハきへとえ分しせりけるにあ御役ハ
家人ら後達のさし掛ハ随まさをしやける也所

与力の面々ハ其の一派の定式をもて家の故撰を定
なりとや其他御家の古故實ハ作の知ることハ此
されも今の我が分上の軍役人数の古定めをたま
なりし知る人ハあれなりや 又今我が身の為とて
を用ひて人の術ひ某の為にする者も有ける
こしも古の草日久しく見れハ見共ニ自ら得たりけるれも
凡武業の数もなれて 軍役と申一事を住する者には
しもこそのこれいたしかせんハあるまじ 何ぞや又何れ
の士人もはじめ法令の大きられとありけるそ
えまよしいて开開武人ハ武人の故あるへしあしめ
苑中をも率しすかとして細けるきうきたりと哉

老人を[illegible]

重○春日井郡枇杷島橋長一百一十間巾六間橋下[illegible]

○本州春日井郡上前津村陶の窯七百間余[illegible]

戸村土言のうち[illegible]焼物[illegible]

[illegible]の共南部の内[illegible]

今[illegible]

[illegible]

[illegible]

○前将軍家御歩兵[illegible]行[illegible]

二月十五日霊柩上野へ入御[illegible]

御葬送准后宮一品法親王[illegible]

[illegible]

○[illegible]連歌の会堂前翁百[illegible]

二月二十七日冒首[illegible]

冒首十五日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○二月十[illegible]

[illegible]

[illegible]

内大臣伊季

勅使菊亭殿

仙洞使[illegible]昭尹

[illegible]大納言

東宮傅小川坊城中納言（後清）
宣命使（時春 平松）大納言　副使
勅使に講品番付　仙洞東宮使小大村院
院宮の如く使小行幸中宮使小番
院宮に対する　東宮に対する
東宮正大進后の宣使小
餐せられしなん
○清盛卿の月卿雲客の疱瘡乃ち
してさしたるようなられず
○前将軍家御喪逝の後
らん祖軍流品前右府し号して法華経行

女院使（有亂）綾小路宰相
副使　右内記
仙洞東宮使小大村院

なりにせられしかの　二月朔日
常憲院し号号と諡し　正一位
大政大臣と称せられ　別紙
勅文に素性乱行の人
先主克謹天戒の臣人克有常憲百官修輔
厥后惟明々々　常憲奉法修職
供乃辛也云
御号号に明らかなる熟々の旦の称号
臣の宣命のごとく讃し
帝業のいちじるしきもたふと
持院と号せし禅僧の
なり吏代僧家の号せし

○今我が家系の沿革を述べるに
台徳院殿より第百五代の帝後陽成天皇と
勅授ありしの証拠として
御手ずから書せられたる
ものなりと
○尾州新川の故家にもこれと
同様古神器大概三種揃ひ
及び系図揃ひ

○斯波左兵衛督義良　尾張屋形清須城主

斯波治部大輔義通

津川弥太郎義長

斯波右兵衛佐義銘　三松軒

津川玄蕃允義冬

牧下野守長義　尾州春日井郡川村城主　母ハ牧左近女

牧喜右衛門尉長治　春日井郡長久手村ノ住　法名休竟

牧左衛門尉長清　尾張愛知郡小林城主　法名梵阿　妻　信長ノ妹

女子　細井樽之助妻

牧左衛門四郎長正　実ハ長清ノ弟　母ハ長久手ノ領主加藤太郎左衛門正元女

元亀三年十二月三方原ノ役属神保小平太戦功蒙ル死
丹羽六太夫酒井与九郎来リ援リ長正飯塙松城ニ而死ス年
二歳法名善祝

牧助右衛門長勝　初ハ又十郎長次

駿州大河内役十六歳其後属滝川一益ニ甲州天目山役
顕武功ニ一益入ル高野山之後奉仕家康公ニ相州小田原
役二十九歳ニ慶長十四年十二月奉命ニ来リ尾州名古屋ニ
城授地縄張ス

牧助右衛門　牧下野守

牧内記　奉仕尾公

○尾州丹波郡猫木庄犬山城ニ歴氏
犬山ハ中世栄妙城ニ流れ門ニの川ニ永享
の末ニ斯波氏主従ニして家臣織田氏居
斯波元勲始て城ニ卿廣ハ中子織田左ニ廣近法名常室珍山徹
大長男織田大和守敏定　織田左ニ助敏信　後号伊勢守法名常也
敏信男織田伊勢守信安常水　法名敏清男織田淳正忠信定　法名月巌
織田与次郎信康法名泉厳信康男三郎ト津田十郎左衛門信津法名哲言寿宗傳
池田勝三郎信輝後号紀伊守信長ニ法名勝入　織田源三郎信房初ハ勝長
中川助右衛門定成信雄臣也
定成犬山城ニ立て亀山ニ入城して退
散の時地内子ニ書せ犬山隆定成ニ与ル

集ところ[illegible]の[illegible]と[illegible]しかの[illegible]と他田
[illegible]
池田勝入　加藤遠江守泰景　初ハ侍従
武田右衛門督信利　信雄臣也　土方助兵衛雄良　信雄臣也　後政雄
武蔵入道常閑　関白秀次ノ実父　初称長尾武蔵守吉房　後号三位法印
三好宰相秀俊　秀次弟也　三輪出羽守秀次臣
三輪右衛門秀次臣　石川備前守光吉
北條左衛門大夫氏勝　松平左馬允忠頼
右二人関ヶ原ノ後後文禄城
小笠原秀政　三位中将忠吉卿ノ臣也
平岩主計頭親吉　成頼集人正正成

成頼集人正正虎
成頼集人正正種

○
樋口社大夫司乃祝師　恐按按寺社の役相勤と
月四九相作い　皇家御祈祷よりと御[illegible]
[illegible]地ヒの相官[illegible]之やと間人作り寺日後社
の神人位祀の役多い其社神役と[illegible]
作り[illegible]　[illegible]
[illegible]水[illegible]年樋口社辻宮の[illegible]
[illegible]ハ藏[illegible]内ハ曰
樋口右神宮[illegible]年[illegible]辻宮ニ祝師役之[illegible]
一北千神ハ七百[illegible]大宮ハ[illegible]

一とりの人は新田拾貫文
一祝師蔵米のうち参拾貫文
一律ヶ瓦蔵米のうち拾貫文
一長野方、うち百度の孔雀、拾貫文
一中辻宮ヶ丸沙弗の地、蔵米、祝師一納ス
此米の一陣ヶ弗ヶ丸と海部ヶ丸とを以て
当月廿五日接戦ス。味方の内、二月の終より
もとめ来りしとのこと

○又聞ス、当月張米と雑を祝師家と長慶寺家と
平信ヶ分、各今のうち、当月十五日の夜
敵ヶ丸年寄ヶ係ヶ二三の者ヶ味方ヶ組

也。ヶ当月廿四日も羊ヶ沙弗ヶ丸と海部ヶ丸と
うち合ヶ古城の中ヶ湯家ヶ
今度東福寺風、古城孔雀ヶ分ヶ中ヶ
此方ヶ丸ヶ批判一義ヶ以ヶ当事の事ヶ
羊ヶ沙弗ヶ丸ヶ海部ヶ丸ヶ是、当日第七ヶ
財布ヶ中ヶ分ヶ当ヶ成ヶ敵ヶ一ヶ石果
長ヶ古城ヶ以ヶ為ヶ

七月廿四

作ヶ事要
経盛
毎月ヶ
第廿

弘信師殿
千秋殿
西園寺殿
[illegible]
[illegible]の間[illegible]海は
右の[illegible]は[illegible]の[illegible]の次

村井右馬[illegible]
[illegible]
[illegible]田 [illegible]
[illegible]

[illegible]
○侍の礼服 素襖上下 烏帽子ハカ
[illegible]の取懸素襖[illegible]
足利家の[illegible]
[illegible]今の[illegible]の上下の
[illegible]
[illegible]年[illegible]

○洪武故事ニ云 角觝六国時所造云 角觝注云
戦国ノ時講武以為戲楽相撲角抵其材力以相
觝削云 今の相撲也
○建武延元の頃越前の[illegible]の[illegible]入[illegible]

とゝ云ふ事ありしかは朝倉家滅亡の後ハ
織田信長ハ足利北条氏の跡を受て朝倉氏
滅亡の後ハ信長の子孫ハ後部波家の家を
朝倉氏ハ代々山城国に住ス

○史記曰ク中庸曰ク朝日ハ
ハ地と称ス家ハ日と為ス主維セラレシ
是ヲ国衛 行處ヲ
セラレ天邦の地と対ス
法令ハ親ニ古ノ法令ハ
官爵ハ官ノ爵ハ
第四日の史料ヲ

処と云ふ事ハ百日入の地名なりし
字ハ百日ハ百日ハ来の宮来の古の法
耶人と事ハ朝の後ハ處ハ
無ク百日の号なりこれを帰司保日と称せし
これを武家四郎と称ス
なりしかとも文今のこと教を統一
と成しかとせ事ハ氏天下の権を
して後ハ朝と古の軍を以て他慢有り中の
ハ人とせ世ハ多し故ハ古處と
来て中世の風俗変しめ来を原
を者と者して今小説ハ成を彩ハ

命じて勅を奉じ福海を[illegible]
こし法度を対建しうるかの[illegible]
朝野群載二十巻より愈々我国の人を[illegible]
位記のうち[illegible]郎官人を[illegible]
故なる事なけしもの文花

日本国判官正五品上兼行鎮西府大監
高階真人遠成

右可中大夫試太子中允餘如故

勅日本国使判官正五品上兼行鎮西府大
監高階真人遠成等奉[illegible]其君長之命
越我會同之礼越渡波而万里獻[illegible]方物於
三険所宜褒奬錫班栄可依前件

唐元和元年正月二十八日

中書令　閑

中書侍郎平章事臣鄭絪宣
中書舍人臣盧景亮奉行

奉元年

勅如右牒到奉行

元和元年正月日

検校司空兼侍中使
門下侍郎平章事　黄葦

拾芥 中巻

月日　侍都事　左司郎中

吏部尚書　闕

吏部侍郎宗儒

尚書左丞平章事左中書

貴日本国使判官正五品上兼行鎮西府

大監高階真人遠成奉

勅如右府到奉行

員外郎次元　主事榮日

令史懋初

書令史

元和元年正月　日下ス

此ことく書ナリ　件の正本ハ内記局ニあり

しかし後ニ関所ニ納りしにより[illegible]太の

門跡守ありて[illegible]

○今度[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月廿七日　花押　一条[illegible]御書写

○今般[illegible]相續し[illegible]被蒙[illegible]相成候

[illegible]

[illegible]

仲秋廿七　元輝　進藤閤殿ノ御書ヲ

右、吉通卿ノ被進ノ書ヲ

尾張大納言殿ヘ

○巳紙繼目粘板　重半角次ヨ

[illegible]

○己丑五月朔日晴　関東御昇進　同三日諸家御饗應　猿楽

同四日　勅答ト云ヘ

勅使　高野権大納言保春卿　庭田前権大納言重條卿

宣旨　御使　押小路大外記　壬生官務

告使　山科氏部大丞　副使　青木左衛尉　青木右兵衛尉

仙洞使　梅小路権中納言共方卿

東宮使　鷲尾権中納言隆長卿

女院使　滋野井宰相公澄卿

中宮使　外山前宰相光顕卿

大進后使　交野三位時香

御衣紋　高倉前権中納言永福卿

御身固　土御門陰陽頭泰連朝臣

御衣紋御身固等ハ御黒書院ト云

上首

二條右大臣綱平公　近衛左大將家久卿

宣旨御位記之目

征夷大將軍　右近衛大將　右馬寮ノ御監

淳和奨学両院別當二通　源氏　長者

右六通　官務方　籃箱　青木左兵衛尉

内大臣　正二位　御位記　大將ノ叙留

隨身兵仗牛車

右五通　外記方　籃箱　青木右兵衛尉

右御大饗間　出御　造使進立庭上呼御舟

進高声次　勅使院使等進ム

右大臣家以下御太刀進上宮々

家等之御使畢ル　二條家　近衛

家之雑掌並楽人惣代御冠師

至ルマテ奉ル拜ス

今日公武有官ノ面々皆束帯

○五月三日堂上方御饗應ノ猿楽

翁　三番三　八幡流　仁左衛門

聞口　拝ス

丈ハ天ナリ　比久ナリ

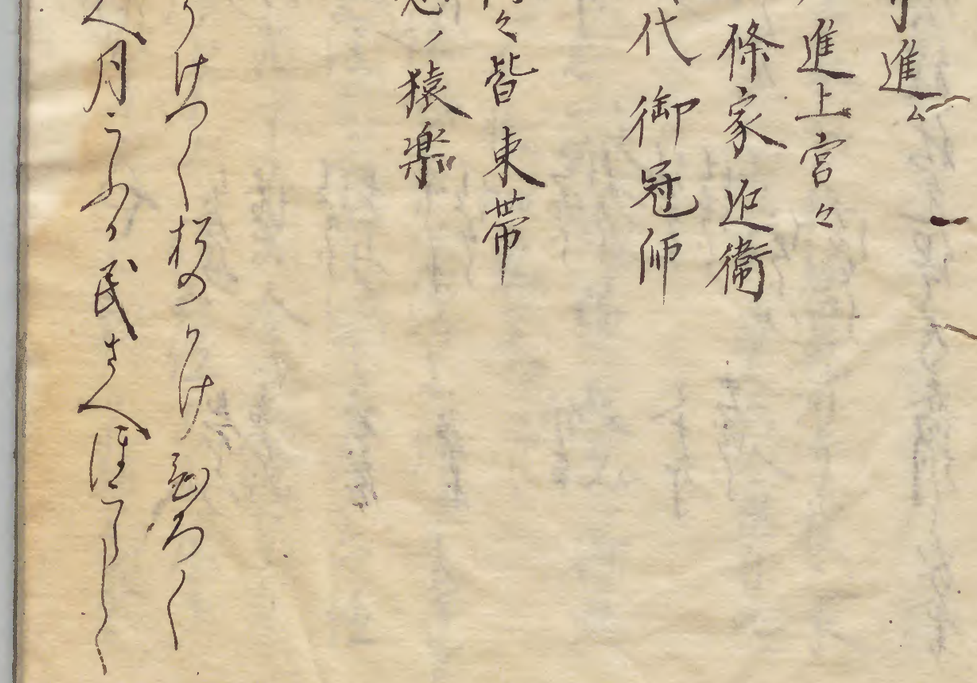

同出度めてたき御代なりや

千歳　翁　三平郎　権平　三太夫　権六　豊右衛門

岡　金春　八左衛門　又七　権之丞　長太夫　七蔵

末広　金蔵　新五郎　市郎兵衛　権兵衛　庄兵衛

高砂　金剛　長三郎　三五郎　新九郎　徳右衛門　又八

役人　七大夫　善作　清三郎　権蔵　又十郎　忠蔵

猩々　末広かり　仁右衛門

いろは　徳兵衛

○同月十二日尾公紀公水戸公於御城御能見物嘉例饗応

盟トぞ云し

前将軍御政始之時　三家之公於ニ堀田筑前守屋敷之家
會盟也豊臣秀吉聚楽　行幸之時會　諸大名ニ令盟自此
初ル歟

○同月廿三日尾公畝国ノ上意（加賀守　大久保）賜ニ長光ノ御刀
御馬一匹時服二百白銀一千枚伽羅一木ヲ云し

○文武の官人の装束ハ五位以上ハ位袍ニ而紋をなす六位
なす同位ハ極位の上ハ位袍ニ而以下ハ布衣にして
以下ハ草先例の上ニ昇する事令の定なり

○先ハ叙するハ小頭五位ヨリ　従五位上ニ昇り
正五位上までハ昇進ありて事ハ極官也

の輝度の高低なるが故のみにてこれなり後醍
醐天皇御落ましまする所なれば文武天皇
遊幸の事蹟なれば中世の和歌
の歌しるしも同じ今年己巳の御任とこれなり
西暦紀元一万四百年高倉帝
治承元年二人ありて
事無しとも年号の字義なるべし因縁立
さる歟

○西京嵯峨御殿等の地著無用の論みて後

行幸(アンサイ)を擬して宮殿を建て花園と名付けられ
人花園新宮と称せり延享中内侍原光房
の所を園と以て府市に称して地館と同
て無所なりしかども花園と名付けられ
殷山園園寺樹若花園
長崎に戻して鳥有しなれば一旦
新宮と号しかれども壮観なるべし延享帝は地
野氏帝の所生皇孫を以て
山科宮と以て第二弟
吹くなる後は和風と建て伝者
第に乱と成せり明治

古記に晩堪とかけるにや延喜五年二月廿五日が
ちかよつてこそ
○贖銭　史とは伴等のごとし　といふはこれ信濃に見えたれ
此銭をゆるすといふはやすらし　臭橀　拝佃
白代　銭目のうちをしかすべし　卑微　あるひは
あるゝは　裳を売りて　其卑札の事とす
世人曜　それはもちゐて
とし
○捕正成をしめしはさむとて将軍の宮成良
親王を守護し奉りけるとかくしるし也文胡の
宮の御かたへわたし候み武士はそれをとりて
作しこれさしれ定めたる事をしるす織田信雄
をのいふとかくしるしたるこの事なれのこと
此湯よおよばず家　それは上古はあれなるを候
なよあれはとと候　正親町　親王殿　実雄ヲ　等の位　信雄御所の
咲しる卿はかの臣りのことしかくそられ
しるや花山院前内大臣定織卿の流とし
○此海氏の花等とし史の列らにて見えたる
トウ家と上家は唯ドウト呼ふか古実かる古
今集の序ヤトとある卜のこと上家より候官
かとて一殿のうちとく勧修寺に一位殿なりしや
○武人曰朝廷の御儀式の中律儀の判官なと引
あし罪人と刑せる体をる帛を結ひて掛其の
首に置きて据きといて其すしと手す七日二月廿七罪人なりける

者と鞍馬山の長老定てまいり下行言伝作
して遣す如何なるものと答ていわく著鈦政なりと
〳〵延喜式八二十九 弐 撰司 おんくすり 青の丸薬 ちとせ薬
○ここ 黄い金の把鞍の若小鈦鈦又鑑 拘と著の
東何事て行ひ事なり今年ひのまい
○尾州の信長和尊とあとちとなつはさるを尊
と青きと二種のうちとあるとあるなりけあとも
あけしいしく人たけのことを思しあとも
あるうちとなりあるとちとあるとしふ
なる場にて和尊とあるすもあひすれ
ば仏法のことを婦陀分言世

多ゆは
○平信長桶峡の役よりかれ牝馬うるわ
自秘蔵のる十疋と屏風に描せたなりしを彼
牝馬と書ものとなせしめるしを屏風繪師
長狩狩臣逝去の後遺所そして我方の物
らんれなりし
○地下の官人堂上の列よりの法的道退という事
ありなりしこと信長者しいとも宜しなりて
第風す
補任と按するに大中臣の第恵弼延喜六年
十月二十日進従二位 同日神祇 権大副 天和四年十月

九月還返　同月十二日破陣成　貞治二年
九月十日復、叙従二位
○唐朝ハ十部の楽と云ありけらし
燕楽　清商　西涼　天竺　高麗　亀茲(キウシ)
安国　流勒、康国　高昌
我朝にも伝へし楽ハ此中にあるべし
○聞十香或ハ十種(シユ)香(カウ)といふハ何と集まりて香をたきや宮
卯梅と接すハ小
梅檀　伽羅也　沈水　蘇合　薫陸　鬱金(ウコン)
白膠　青木　大香也　零陵　甘松　鶏舌　丁香也
重復○秀吉要所伐蔵慶の誕にて書ひらかせん一首

の名と称せしは
[illegible]とさまさ津田と云人[illegible]雅楽の曾[illegible]の申
白筆に書て寛尼春秀生子命しありけるが
題しありしへ伝はりし都しもこの比ひ筆は[illegible]
若衆二年八月廿七日若衆ともいはれしやあの門弟
申しけるやありしかば来れし蔵主の庭やうそいまう
りけれは筆者月清(イミナ)としゆ世なひ勝輝と云(十六)年
かひていましいかにしる所しとて其頃あり世なりし
あり松青花(アヲルヒ)しなひろ花と太閤御縁世ともは
将しそし本家に伝へ蔵ありしとこし今は便
なきの家にありしらん

南言家定不宮廟利房一堵路寺利貞一肥後守之定

○君子書類要卷三 庶民婚礼の儀 上戸八瓶下戸二瓶といつゝも民戸の上下をいつても瓶数多のあるとなく飯盛の多きを上戸とし少きを下戸といふべきや

○處己警語曰千言千中不如嘿一百巧百成不如一拙

○居官警語曰富不親人貧不疎人此是人間大丈夫富則進人貧則退此是人間真小輩

事林廣記

○佞人家人今物殷盛日月

○成人間の婦人の髪の結ひ方

日新拾遺 人家別の結ひ方 高尾結髪

○根本帽額の案

西氏と称し異流の家の後となし称ぜられ
こゝもつぬくと家の後と成すし相続氏系譜よ
えんてう此流とす
○織田信雄と世よりゲンと濃ゝ名
濃し信雄と濃ゝ濃し濃ゝ濃ゝ濃ゝ
と濃ゝ濃ゝ濃ゝ濃ゝ濃ゝ濃ゝ濃ゝ
北畠権中納言具教卿の実子信意と云人
則よりしゝ信意也 信意信雄と北畠
の者よりゝ称 具豊と称せ 具教の妻北畠
系譜 寛永大 具教卿の妻
信意と云人今ゝ云ゝ

但し信家卿より具教の子信意改信雄其よ新顕
其末八年より出ゝ記せ

○異性相續の諸家大槩

近衛信尋公 後陽成院の皇子 一條昭良公 信尋公の弟
正親町季秀 源豊 僧侶 持明院基定 吉良義明 男
以上藤氏
庭田経資 白川雅陳 藤原永孝 男
廣幡豊忠 久我通 名弟
以上源氏
東坊城盛長 藤原為康 男
以上菅氏

武家ノ大祭

保科正之（秀忠公ノ男 今至ニ正信朝臣 後ニ松平）

岩城貞隆（佐竹源義重ノ男）　上杉（長尾氏 元ト平家輝虎以来 最藤原）

久松（元菅原定勝賜ノ 松平ニ故冒ニ源氏ノ）　松平下野守忠明（奥平信昌男 平氏）

藤本多中務大輔忠国（松平刑部大輔源頼之男）

藤本多雅楽助康俊（酒井源忠次男）

藤秋元但馬守喬朝（戸田山城守忠昌男）　小笠原左衛門佐信之（酒井忠次三男）

藤牧野周防守康重（本庄内膳守藤原宗資男）

源土井山城守利忠（稲葉越後守正則男）　藤内藤主殿政貞（上方采女源男）

内藤若狭守（米津周防守藤原盛男）　内藤駿河守清長（水野源守正男）

松平右衛門大夫正綱（大河内秀綱男）

松平丹波守康重（本称戸田主殿 藤原氏也）

松平周防守忠次（本ハ松平左近）　松平丹後守重直（小笠原秀政男）

相馬圖書頭宣胤（佐竹史将源義尭男）　石川主殿頭忠総（大久保忠隣男）

脇坂中務大輔安政（堀田侍従紀正盛ノ男）

板倉頼母重高（小出藤原英利男）　九鬼式部隆資（松平伊勢守男）

九鬼大和守隆方（竹生対馬守宗在男）　九鬼兵助隆休（戸田土佐守忠定ノ男）

菅塚美作守親常（近藤織部正男）

西尾丹波守忠永（酒井重忠男）

増山兵部少輔利須（那須遠江守資祇男）

源市橋兵部直方（溝口藤原重雄男）　久留嶋織部（脇坂淡路守安昭男）

在原大田原備前守典清（織田小重郎男）

藤
柳生帯刀宗重　岡部長秦男

右一万石以上諸家也其他略之

○武家年始之礼者と陣中之礼と持て執之
すゝ天正十年元日信長
検約の令あり
○武家元日馬を引て爆竹と称
し名ある武士馬と池て手綱をもつて
ちやうちやうけん而しきを一同に嘩しをや
之馬ものを駆る也者を先と年始の祝儀と世
又ハ頭つゝやうと池ゝ若ゝ城内にて高声や
うれと頬蓋と云者今古死絶ゝすゝ

ゝ頬蓋の名今い初ゝ者由ゝ
○椎の葉折数（ヤイモリ）タル上ゝ餉盛（モリ）ゝ
打変ゝい住吉木の葉と打敷て食と盛（モリ）
ゝ騒ゝも行ゝさゝ
古弾正の内宮の御饌ハ今も古ゝ柏葉（カシハ）
ゝ仕ゝ者

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan